

会 議 要 旨

会議名	令和5年度 第5回三芳水道企業団水道事業運営審議会
開催日	令和6年1月25日（木） 10:30～11:30
開催場所	館山市役所 本館 2階会議室
出席者	三芳水道企業団水道事業運営審議会委員 10名 三芳水道企業団：企業長 事務局（5名）
公開・非公開の別	公開（一部非公開）
非公開の場合の理由	円滑な審議運営のため、発言者の氏名については非公開
傍聴者	5名
会議概要・結果等	<ul style="list-style-type: none"> ・会長あいさつ ・議事 <ul style="list-style-type: none"> (1) 水道料金表について <p>前回の審議会後に南房総市水道局との協議，調整を行った結果，三芳水道企業団の「基本料金の改定に比重をおき，安定した料金収入を確保し，従量料金の改定を出来る限り10％に近い形で改定すること」と，南房総市水道局の「使用量の少ない世帯（独居や生活弱者）への配慮を出来る限り行う」という，双方の案を取り入れた料金表となり，平均改定率は10.94％になった。</p> <p>この料金表で改定した場合，料金改定後5年間は単年度収支で黒字が見込まれることになった。</p> (2) 水道料金の改定スケジュール等について <p>水道料金の改定時期は，令和6年10月1日を予定しており，十分な周知期間を設けながら，様々な媒体を活用して周知することになった。</p> <p>委員からは，文字数の限られている検針票の掲載を有効に使うことができるよう内容を精査すべきとの意見や，具体的な料金について早めに需要者にお知らせした方が良いのではないかとといった意見があった。</p> (3) 答申（案）について <p>委員からは，今年1月の能登半島地震においても大規模な断水が発生したことから，答申（案）の水道管の更新を確実に実行して欲しいといった意見があった。</p> (4) その他 <ul style="list-style-type: none"> ・会議記録の公表について ・報道機関への情報提供について

令和5年度 第5回三芳水道企業団水道事業運営審議会 会議記録

- 1 日 時 令和6年1月25日(木) 10時30分～11時30分
- 2 場 所 館山市役所 本館 2階会議室
- 3 出席委員 眞汐 眞一(会長), 安田 信之(副会長), 阿部 美津江,
倉田 孝浩, 佐野 聖一, 伏原 由美, 黒川 利也,
安室 和宏, 藤平 昇, 田邊 ひとみ
計10名
- 欠席委員 なし
- 三芳水道企業団 企 業 長 森 正一
事 務 局 長 石井 聡 総務担当次長 井上 英介
総 務 係 長 渡邊 秀樹 業 務 係 長 石井 雅人
業 務 係 員 鹿嶋 奈央子

- 審議会次第
1. 開会
 2. 会長あいさつ
 3. 議事
 - (1)水道料金表について
 - (2)水道料金の改定スケジュール等について
 - (3)答申(案)について
 - (4)その他
 4. 閉会

- 会議資料
1. 令和5年度第5回三芳水道企業団水道事業運営審議会次第
 2. 席次表
 3. 第5回水道事業運営審議会資料
 4. (参考資料) 県内順位
 5. 水道事業の運営について(答申)(案)

会議録

発言者	発言内容
事務局 (進行)	<p>皆様、こんにちは。</p> <p>定刻よりも少し早いですけれども、皆様お揃いでございますので、ただ今から令和5年度第5回三芳水道企業団水道事業運営審議会を開会いたします。</p> <p>はじめに出席人数のご報告をいたします。本日は10名の委員、全員のご出席をいただいております。</p> <p>三芳水道企業団水道事業運営審議会条例第6条第2項の規定による過半数の定足数を満たしており、会議が成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>なお、本日の傍聴者数は5名でございます。</p> <p>それでは、はじめに、眞汐会長から、ご挨拶をいただきたいと思います。眞汐会長、よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>－会長あいさつ－</p>
事務局 (進行)	<p>ありがとうございました。それでは議事に入る前に、本日の資料について、ご確認をお願いいたします。</p>
事務局	<p>－会議資料の確認－</p>
事務局 (進行)	<p>それでは、議事に入らせていただきます。議事進行につきましては、三芳水道企業団水道事業運営審議会条例第6条第1項の規定により、会長が議長となることとなっております。眞汐会長、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>それでは、次第に沿って、議事を進めてまいります。</p>
事務局	<p>まずは、議事の1「水道料金表について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
議長	<p>－事務局説明「水道料金表について」－</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p>
事務局	<p>1つ補足をさせていただきます。今回の資料4ページ、財政収支の比較という表がございます。今日お持ちでないかと思っておりますけれども、第3回の審議会の資料、16ページで同じような財政収支の比較ということで、お示ししてありますけれども、こちらの令和6年度の給水収益というところが、700万円ほど、今回の試算と相違しています。この数値につきましては、推計した人口に料金収入の平均単価を単純に掛けて算出しておりました。今回、ご審議いただくに当たりまして、改定率を細かく算出するために、より詳細にデータを積算する必要があったことから、口径や水量の区分、13mmですとか20mmですとか、あとは1m³から8m³の段階ですとか、そういうところの件数を細分化して、今回提出した料金表を当てはめて計算しているため、700万円ほどの差が生じて、財政収支計画、財政収支の比較という表でお伝えしているというところがございます。以上でございます。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました。ご意見、ご質問等ございましたら挙手をお願いいたします。</p>

料金表によりますと、審議会で揉んだ案と、南房総市との調整後の金額が記載されていると思いますけれども、基本料金で13mmが840円から820円ということで、現状との差額が83円になるということと、それから40mmが5,750円から5,760円になるということで、現状との差額が678円になります。それと、従量料金の方ですけれども、9m³から20m³のところですね、210円が220円ということで、現状との差額が29円、改定率は15.18%となります。この辺についてはいかがでしょうか。特にございませんか。よろしいでしょうか。

委員

なし。

議長

それでは、無いようでしたら、議事1の「水道料金表について」は終わります。次に、議事2の「水道料金の改定スケジュール等について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

－事務局説明「水道料金の改定スケジュール等について」－

議長

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ありましたら、お願いいたします。

事務局

1つ補足させていただきます。料金改定の時期、旧料金の期間というところで、今まで水道を使用している方は、10月の中旬までは、現行の料金であるという説明がございました。10月1日改定でございますので、10月1日に利用開始した方は、新料金となりますので、その旨補足でございます。よろしく申し上げます。

議長

今までの審議会の中で、この料金の価格改定について、市民に対しての広報活動は十分にしたいというご意見がございましたけれども、検針票の掲載、ホームページあるいは広報紙、チラシの配布ということで三段構えになっていますけれども、これについてはどうでしょうか。

委員

検針票に掲載する内容について、案ができていれば、教えていただきたいのですが。

事務局

はい。検針票につきましては、検針票のお知らせ欄に「料金改定を10月1日に行います」という程度のお知らせを掲載しようと考えています。というのも、検針票のお知らせ欄には、文字数が30文字しか掲載できないというシステム上の都合がございまして、大変申し訳ございませんが、検針票にはその程度の掲載を予定しているということでございます。以上です。

議長

ありがとうございます。広報紙ですけれども、二段階のお知らせになるんですね。企業団の現状及び今後の推移について6月にお知らせして、料金改定の具体的なものについては9月、2回に分ける理由はなんですか。

事務局

はい。十分な周知期間を取るところで、6月に1度、皆様に現状を把握していただき、それを踏まえて、料金改定の必要性についてお知らせをさせていただきたいと思っています。その上で、料金改定の詳細なものを8月の検針時にお配りするチラシでご覧いただいた後に、更に9月にもう1度お知らせをするというように、何回かに分ける事で、できるだけ多くの方の目に触れるように、配慮したというところでございます。以上でございます。

委員
事務局
委員

6月に、「10月に値上げしますよ」というお知らせが1回いくんですよね。
はい。

どれだけ料金が上がるっていうのが、皆様わからないじゃないですか。早めに知らせた方が良いような気がするんですよね。需要者が不安になる、そういうことがあるんじゃないかと思って。検針票で上がりますよと6月に知らせ、具体的なものが皆さんの手元に届くのが、1番早いのでチラシが8月にいきますよね、その間2ヶ月あるので、いくら上がるんだろう、どれくらい上がるんだろうって皆さん不安にならないかなっていう気がしないでもないですけど、その辺どうでしょうか。

事務局

はい。何%程度、もしくは、こちらでお示した県内の料金表、一般的な家庭がどのくらい上がりますというところは計算させていただいて、関係市の広報紙の紙面も限られてくるところもありますので、詳細につきましては、8月のチラシによりお知らせしますということで、そこで皆様に注意喚起をして、多くの方に見ていただくというような考えを持っているところでございます。

議長
委員

他にはございますか。

これは前回、数年前に改定した時の改定広報のスケジュールと今回のスケジュールとで何か違う点があるのでしょうか。

事務局

はい。前回につきましては、広報紙への折り込みのみということで、検針員による検針時のポスティングというのは行っておりません。ただ、資料の内容としては、今回と前回とはほとんど変わらないというところなんです。

委員

では、10月改定の周知期間は、前回の改定の時と同じなんですかね。今おっしゃっていたように、早く知っていれば知っているだけいいのかなっていうところで。10月改定なので、おおよそ4カ月前に周知、この周知期間っていうのが前回と変わりがあるのかなって思ってお伺いしたのですが。

事務局

はい。前はもう少し長い周知期間でした。というのも、審議会自体が6回あり、中間答申というものもありまして、中間答申での広報等もありました関係で、この最初の前段に企業団の現状ということで一度お知らせをして、その期間を含めると、前回の方が長いということになると思います。また今回は、このような都合でやろうというようなお話になりまして、今回この期間を定めさせていただいたというところでございます。早い方が良いというのは、分かりますけれども。

委員

多分、2月の議会で料金改定の条例が可決された場合、プレスリリースとか市民の方が、初めて知る機会っていうのが、多分、2月ないし3月に記事上でいうんでしょうかね、料金が上がりますよっていうのが、皆さんの耳に入るのが。しっかり決まったっていう状況を考えれば、2月の議会と広報準備期間に当たるのかなって思うんですけど、その辺はそういう認識で良いんですかね。料金が上がりますよっていうのは、ある程度、知る期間は必要なかなとは思いますが、議会で可決された場合にプレスリリース等で広報

っていうのも、あるのかなって思うんですけど、この辺はどうでしょうか。

事務局

実はですね、三芳水道は2月15日の議会で条例の一部改正を上程させていただいて、ご審議いただくのですが、南房総市はですね、3月議会を今のところ予定して動いていただいているんですけども、もしかしたら6月にずれ込む可能性もあるということで、実はその辺を考慮した予定になっています。ですので、南房総市議会が3月に間に合って、議決をいただければ、また、その時点で南房総市の水道局と若干の調整はさせていただくつもりではいるんですが、実はそういった議会の日程を考慮したっていう部分がありますので、それはご理解いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

議長

周知期間っていうのは、色々ケースによって、どれくらいの周知期間が1番効果的なのかなっていうのを皆さん考えていると思いますけれど、一般的に言って、3カ月から4カ月くらい、大体3カ月くらいが一応基本になっているようでして、水道料金だけでなく、色々なメーカーの価格改定だとかそういうのをみていると、3カ月くらい前に1回周知して、実際の準備期間を要しまして、大体3カ月後くらいから料金改定というのが一般的なところだろうと思うんですけども、その辺からみれば、委員の皆さんが周知のところを随分心配していましたので、その辺は事務局も少しでも早くということで、このようなスケジュールになっているのではないかなと思っています。議会便りで多分、そういう話が出ていると思います。議会便りで上げるということも、1番早いと思いますけれども。他にはご意見、ご質問ございますか。

委員

検針票に30文字ぐらいで、料金が変わりますよというお知らせをすることは、とても良いことだと思うんですけども、その時に、その家がメーター口径13mmだとか、30mmだとか、契約しているものが検針票と一緒に載っているんですよ。

事務局

はい。

委員

例えば、私のところは13mmだから、13mmだとどれくらい料金が上がるよというところは、30文字の中に入らないんですかね。お客様のところは40mmだから、このくらい上がるよというような。そうしたら、すごく具体的になるんじゃないかと。30文字で何とかなるんじゃないかなと思うんですけど。

事務局

はい。その点につきましては、まだ案というものも出来ておりませんので、委員の皆さんのご意見を反映した形で、できるだけ使用者の方にわかりやすいように、簡潔に記載させていただこうと思います。

委員

そうすれば、早く自分の契約している状況が分かれば、それなりの覚悟が決まってくると思うんです。

事務局

わかりました。

議長

料金表が登録されている端末で、今、検針をやっていますよね。その都度、端末から検針票を出してやっていますよね。その辺でプログラムすることは簡単なんですよ。例えば、先ほど言った基本料金の口径毎に、このくらいですよというのを自動的に表示するという事は可能なんですか。それとも、

かなり煩雑な作業になるんですか。

事務局

はい。使用者が契約している口径毎に、13mmだった場合はいくら、20mmだった場合はいくらと、個別に出すことは現在のシステムでは出来かねるというところがございます。

議長

そうすると、口径毎に表示するっていうことが出来ないっていうことになると、全部を載せるっていうことになると、30文字では収まらないよね。

事務局

はい。そこは30文字で皆様に分かるように、工夫してお出ししたいというふうには思っておりますが。

議長

実現可能なかね。

事務局

改定率を載せることで、検針票に今月の予定額はいくらですというのが出ますので、おおよその金額をそれで把握していただくというような形でやろうかなというふうに、考えているところがございます。

議長

トータルの平均価格改定率ということで、お知らせするということですね。

事務局

はい。おおよその金額ということになってしまいますが、そのようにお知らせしようと思っている次第です。

議長

どうですか。他に皆様、ご意見等ありますでしょうか。

委員

ありません。

議長

では、無いようですから、議事2の「水道料金の改定スケジュール等について」を終了します。次に、議事3の「答申（案）について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

－事務局説明「答申（案）について」－

議長

事務局の説明が終わりました。ただ今の答申案についてのご意見、ご質問等がございましたら、挙手をお願いします。

今日で審議会5回目ですけれども、過去4回で皆さんの心配していただいた、いわゆる生活困窮者、その辺のことをどういうふうにするのか、あるいは、この答申案にも記載されておりましたけれども、水道というインフラ事業についても、社会的責任っていう非常に大きなものがあるんじゃないかと、私は常々考えております。それで、今回の能登半島地震でもそうでしたけれども、消火栓が使えなかったとか、あるいは、水がないとか、被災したところは必ず水がなくなるんですよね。この水がなくなる大きな原因の1つというのは、先ほど、水道管の耐用年数が非常に経過していて、そこで、途中で水道管が漏水してしまっって、水道が使えなかったっていう部分が、非常に多かったという話を聞いております。今後ですね、都心の直下型地震も、房総沖の地震等々、30年間で約70%の発生確率だろうと言われておりますけれども、この答申書の中にある、水道管の更新スケジュールについてですね、しっかりとプランを立てて、確実に実行していただいたいということを付け加えておきたいと思っております。

委員

すみません、ちょっといいですか。この答申書の「(5) 料金改定の必要性②需要者負担」について、中身が需要者負担のことをうたっていないんですけれども、タイトルを変える必要があるんじゃないですか。記載されている

ことが需要者負担のことじゃないみたいなんですけれども。

事務局

はい、すみません。委員のおっしゃるとおりでございます。全体的に、誤字脱字を含めて、微調整ということで、事務局と眞汐会長で、その辺の最終的な微調整をさせていただくということで、ご承認いただければと思います。よろしく願いいたします。

議長

よろしいですか。

委員

はい。

議長

それでは、他にご意見等無いようでしたら、議事3の「答申（案）について」は、終了させていただきます。

事務局

事務局からお知らせをさせていただきたいと思います。今、委員からご意見もありましたが、そちらがまとまりましたら、1月29日に企業長へ答申を行う予定でございます。答申につきましては、眞汐会長のみをお願い申し上げますが、他の委員の皆様には、ご出席いただかないということで行おうと思いますが、その方向でよろしいでしょうか。

委員

はい。

事務局

補足になります。今の話の通りですね、1月29日に眞汐会長から企業長へ答申書をお渡ししていく報道がおそらくされるのではないのかなと思います。なので、10.94%、約11%の料金改定の答申が、審議会から企業長に渡されたというような報道がおそらくあるかと思っておりますので、新聞を取られている方、取られていない方いらっしゃいますけれども、最初の報道は、このタイミングになろうかなと思います。よろしく願いいたします。

議長

他にはございませんか。無いようでしたら、議事3の「答申（案）について」は終了いたします。次に、議事4の「その他」を議題といたします。初めに、委員の皆様から、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

委員

素晴らしい答申書だと思います。私の1番心配かなという点に関して、内部留保資金を10億円確保するという、この目標はわかるんですけれども、ずっと今までですね、10年前から内部留保資金が10億円っていうふうな感じで説明がありましたね。今、めくるめく状況が変わる中で、私も個人で事業を始めて、当初工事費を100万円で予定したものが、1年も経たないうちに、もう130万円くらい支払わないとできない。非常に高騰しておりまして、ある建築屋さんいきいたら、もう1.8倍から2倍もみなきゃいけないと言われました。こういった状況の中で、内部留保資金も10億円には留まらず、やっぱり15億円とか、この辺もやっぱり段々と上げていくとか、今後、そういうことも頭に入れた上でじゃないと、2年後、3年後、また料金改定しなきゃいけないからね。老朽化した水道管の更新もあるので、その辺も考えていくべきだと思います。

議長

他の皆様どうでしょうか。特にございませんか。無いようでしたら、事務局は何かありますか。

事務局

はい。昨年11月の第3回水道事業運営審議会で、委員から「水力発電等、水道料金収入以外で収益を上げる方法を考えるべき」とのご意見をいた

いただきました。そのご意見を受けまして、三芳水道企業団内で職員に、新たな財源なり、更なる経費節減のアイデアを募集しましたところ、いくつか出て来ましたので、一応まだ詳細については、検討していませんけれども、ご紹介させていただきたいと思います。

まず1つ目は、水上メガソーラーということで、作名ダムとか増間ダムにメガソーラーを設置して、浄水場内の電力を発電し、電気代を削減するとともに、余剰分を売電することで、新たな収入源になるのではないかとということです。それとですね、これはありきたりなんですけど、三芳水道企業団のホームページなり、公用車、それから消火栓の鉄蓋等に有料広告を掲載して、広告収入を得ようというもの。それから、あともう1つは、令和6年度に取引が開始される予定の容量市場というものがございます。こちらは浄水場等で節電したものを、その節電分を売却して、報酬を得られるという仕組みのものでございます。そちらの参入を検討して、新たな財源を確保したいというものと、併せまして、経費の削減ということで、浄水場の汚泥量について、多段式天日乾燥装置を導入して、減量化して、処分費を削減しようというもの。それから、スマートメーターを導入して検針費用を削減しよう、こういったものがいくつかアイデアとして提案されておりますので、ご披露申し上げたのですが、いずれにしても、新たに初期投資等が発生するものでございますので、今、委員からご意見いただきましたけれど、今後の水道事業の経営状況を注視しながら、検討して参りたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

事務局

それでは、お知らせが2点ございます。毎回同じ説明とはなりますけれども、本日の議事録につきましては、皆様にご覧いただいた後に、ホームページに掲載させていただきますので、ご了承ください。また、先ほど申し上げましたが、報道機関へ情報提供をしようと考えています。また、ホームページへの同様の内容を掲載しようと考えておりますので、ご承知おきください。以上でございます。

議長

他に無ければ、以上で本日の議事は、すべて終了いたしました。これまで、5回に渡りご審議いただきまして、誠にありがとうございました。今回の諮問に対する審議は、これで終了となります。三芳水道企業団の皆様には、当審議会からの意見を基に、これからも水道利用者にとって、より良い水道の供給に努めていただきたくお願い申し上げます。最後になりますけれども、拙い議事進行で、皆様にはご迷惑をおかけしたのではないかと、自分では思っていますが、皆様のご理解とご協力で、何とかこの答申までたどり着くことができました。感謝申し上げます。それでは、進行を事務局にお返しします。

事務局
(進行)

はい。円滑な議事進行、ありがとうございました。それでは、ここで企業長からご挨拶を申し上げます。

企業長

委員の皆様、本日は第5回目の審議会お疲れ様でございました。委員の皆様におかれましては、昨年7月の第1回から約半年間にわたり、慎重なご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

皆様ご承知のとおり、当企業団は、人口減少に伴う給水量の減少、年々進行する管路や、施設の老朽化など、様々な課題をかかえております。本審議会において、ご審議いただいた「水道事業の運営について」の答申を踏まえ、皆様の命を守る「ライフライン」として、今後も健全な水道事業の経営に努めてまいります。利用者の皆様に、安全で安心な水道水を持続的に供給できるよう、令和6年中の新水道料金の導入について進めてまいります。結びに、会長、副会長をはじめ、委員の皆様のこれまでのご尽力に心より感謝を申し上げるとともに、皆様のご健勝と今後のますますのご活躍を心から御祈念申し上げます、私からのお礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

事務局
(進行)

それでは、これで会議を閉会いたします。長期間にわたり、皆様ありがとうございました。